



障害者就労支援事業

大田区では、障がい者就労支援センター（障がい者総合サポートセンター内）を中核として、ハローワーク、特別支援学校、障がい者施設等、関係機関と連携して就労支援に取り組みます。障がい者就労支援センターでは、一般企業への就労を希望する障がいのある方の相談や職業訓練の充実に取り組むとともに、安心して仕事を続けられるよう、職場訪問や就労後の相談など職場定着にも力を注いでいます。

■事業内容

①相談事業

障がいのある方の就労に関する総合相談（本人・家族・関係機関等）や情報提供を行います。

②就労促進支援事業

一般企業へ就労を希望する障がいのある方に障がい特性に応じて、関係機関と連携しながら就職に向けた支援、就労後の支援を行います。

③就労定着支援事業

安心して長く働けるよう、会社訪問や就労・生活相談などを行い、職場や生活面の悩みを一緒に解決していきます。

【たまりば事業】

就労している障がいのある方の仲間作りや自主的な余暇活動を支援する場を設けています。

④ネットワーク事業

大田区内外や就労支援関係機関とのネットワーク会議や、当事者・支援者・企業向けなど各種イベントの開催、職場体験実習、障がい者就労に関する調査、企業開拓（雇用相談）や就労情報の提供等を行うことで、就労支援ネットワークの構築を図り、関係機関と連携を取りながら支援を行います。

※障害福祉サービスの「就労移行支援」「就労定着支援」「就労選択支援（令和7年10月から）」を利用する際はP84をご覧ください。

■窓口

障がい者総合サポートセンター

①②③については

就労支援部門

☎03-5728-9436

FAX 03-5728-9439

④については

支援調整担当（就労）

☎03-5728-9135

FAX 03-5728-9136

公共職業安定所（ハローワーク）

職業の相談と紹介、職業能力開発校への入学あっせん、雇用保険の業務を行います。障がい者のために専門の相談窓口が設けられ、手話通訳相談日も設けられています。

■窓口時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分。
手話通訳相談日は月に3～4回、木曜日（午前9時～11時まで）※実施しない週もありますので必ず事前にホームページ等でご確認ください。

■所在地

大森公共職業安定所（ハローワーク大森）

〒143-8588

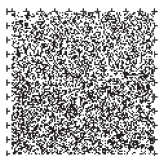
大森北4-16-7 3階33番窓口

☎03-5493-8609（44#）

FAX 03-3762-5050

ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/>





失業給付（雇用保険）

雇用保険の失業給付は、雇用保険被保険者が離職したとき、要件を満たす被保険者期間があり「積極的に就職しようとする意志といつでも就職できる能力」があり、「積極的に求職活動を行っているにもかかわらず職業に就くことができない状態」にある方が受給できます。失業給付には失業中の生活を心配しないで求職活動をしていただくために支給する基本手当と、早期に再就職したときに支給する再就職手当や就業手当などがあります。その他に障がい者などの就職が困難な方には次のような優遇措置・支給があります。

■基本手当

所定給付日数は、就職困難者としての日数が適用されます。

■常用就職支度手当

要件を満たして再就職したとき、基本手当日額の一定額が支給されます。

■問合先

大森公共職業安定所 雇用保険給付課

☎03-5493-8609 (11#)

FAX 03-3762-5050

ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/>

東京障害者職業センター

公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関と連携しながら、障がい者、事業主、就労支援機関に対して次のような職業リハビリテーションサービスを提供しています。

■事業内容

①障がい者へのサービス

- 職業相談・職業評価を行い、就職や職場定着、職場復帰に向けた支援を実施しています。
- 就職や職場復帰・職場定着に向け、準備を整えるための職業準備支援を実施しています。

②障がい者と事業主双方へのサービス

- 職場に適応できるよう、ジョブコーチが計画的に一定期間職場を訪問し、支援を実施します。

- 休職中の精神障がい者を対象に職場復帰に向けた支援(リワーク支援)を実施しています。

③事業主へのサービス

- 障がい者の雇用計画や雇用管理に関する相談・支援を実施しています。
- 障がい者雇用に関する理解を深めていただくための雇用管理サポート講習会を実施しています。

④関係機関へのサービス

- 各支援機関の効果的な職業リハビリテーションサービス実施のための助言・援助を行っています。
- 効果的な職業リハビリテーションサービスに必要な知識・技術の習得のための各種研修、セミナーを行っています。

■受付時間

平日 午前8時45分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休み)

※具体的な利用方法については、事前に関電話等でお問い合わせください。

■窓口・問合先

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
東京支部 東京障害者職業センター
〒110-0015

台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3階

☎03-6673-3938

FAX 03-6673-3948

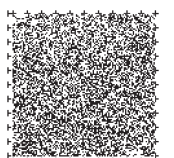
Eメール tokyo-ctr@jeed.go.jp

○リワークセンター東京（リワーク支援のみ）
〒111-0041

台東区元浅草3-18-10 上野NSビル7階

☎03-5246-4881

FAX 03-5246-4882





東京障害者職業能力開発校

障がい者の能力に適合した訓練を行い、技術・技能等の修得を目指します。公共職業安定所（ハローワーク）と連携して就職の相談・支援をします。

■対象

職業的自立が見込まれ、1日6～8時間の訓練を受けられる身体障がい者・精神障がい者・発達障がい者・知的障がい者

■訓練科目

- ①身体障がい者・精神障がい者・発達障がい者向：ビジネスアプリ開発科、ビジネス総合事務科、グラフィックDTP科、ものづくり技術科、建築CAD科、製パン科、オフィスワーク科、調理・清掃サービス科、就業支援科
- ②知的障がい者向：実務作業科
- ③重度視覚障がい者向：OA実務科（社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センターへ委託）
- ④精神障がい者・発達障がい者向：職域開発科

■訓練期間

1年（オフィスワーク科、職域開発科及び調理・清掃サービス科は6か月・就業支援科は3か月）

■費用

無料（ただし作業服代等は自己負担。なお、公共職業安定所長の指示により訓練手当が支給される場合があります。）

■申込方法

公共職業安定所（ハローワーク）で受付。募集時期など詳細は、東京障害者職業能力開発校までお問い合わせください。

■所在地

〒187-0035 小平市小川西町2-34-1
☎042-341-1427
FAX 042-341-1451

■窓口

大森公共職業安定所（ハローワーク大森）
☎03-5493-8609
FAX 03-3762-5050

（公財）東京しごと財団

障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

■障害者雇用就業サポートデスク

就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談（飯田橋のみ）を行っています。その他、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます。（職業紹介はしていません。事前予約制です。）

月～金曜 午前9時～午後5時

☎03-5211-5462（飯田橋・多摩共通）

■障害者委託訓練事業

ハローワークと連携し、障がいのある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

○知識・技能習得訓練コース

○障がい者向け日本版デュアルシステム

○実践能力取得訓練コース

○eラーニングコース

○在職者訓練コース

受講料：無料（交通費、食事代等は訓練生負担）

※訓練実施場所は、コースにより異なります。

■窓口

公益財団法人東京しごと財団

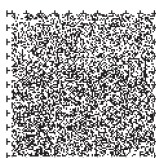
総合支援部 障害者就業支援課

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3
東京しごとセンター 8階

☎03-5211-2681

ホームページ

<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>





国立職業リハビリテーションセンター

障害のある方々の自立に必要な職業訓練や職業指導などを、一人ひとりの特性に合わせた個別カリキュラムにより体系的に提供しています。

■対象

- ①身体障がい、高次脳機能障がい又は難病のある方（遠隔地で通所が困難な方が近接する国立障害者リハビリテーションセンターの施設入所支援（宿舎）を利用される場合は、別途手続きが必要です）
- ②通所が可能な、発達障がいのある方、精神障がいのある方、知的障がいのある方

■訓練科目

メカトロ系（機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科）、建築系（建築設計科）、情報系（DTP・Web技術科、OAシステム科）、ビジネス系（経理事務科、OA事務科、オフィスワーク科）、物流系（物流・資材管理科）、職域開発系（アシスタントワーク科）の6系11科

■費用

受講料は無料（ただし、参考書・作業衣・安全靴等を必要とする科については自己負担があります）

■申込方法

居住地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録を行い、公共職業安定所（ハローワーク）を通じて国立職業リハビリテーションセンターに入所を申請していただきます。入所機会は年間10回あります。

■窓口

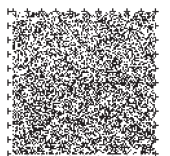
国立職業リハビリテーションセンター
〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2
☎04-2995-1201
ホームページ
<https://www.nvr.cd.jeed.go.jp/>

日本視覚障害者職能開発センター 視

テープ起こし作業を中心とした就労継続支援B型（定員24名）、就労移行支援（定員30名）、就労定着支援及び自立訓練（生活訓練）（定員6名）「東京ワークショップ」を設置して、視覚障がい者の職場を提供するとともに、職業訓練等を行っています。また、職業・生活・教育・パソコンを中心とする情報機器などについての相談や支援・訓練を行っています。

■所在地

〒160-0003 新宿区四谷本塩町2-5
☎03-3341-0900
FAX 03-3341-0967
ホームページ <https://jvdc.jp>
Eメール shokunou@jvdc.jp





施術者講習会

■対象

都内居住又は勤務のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許をお持ちの施術者

■事業内容

施術者の知識と技術向上を目的として医学知識・基礎理論と応用技術・安全対策や接遇に関すること、その他施術者として必要な知識の実技指導を行う（講習会）

■期間

年6回 都内各地域の会場

■費用

無料

■問合先

（公社）東京都盲人福祉協会

☎03-3208-9001

FAX 03-3208-9005

Eメール info@tomoukyo.or.jp

盲人ホーム ③視

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の免許を有する視覚障がい者で、自営したり雇用されることが困難な方に、施設設備の利用とともに、必要な技術指導を行います。

■実施施設名（都内4か所）

杉並視覚障害者会館、盲人自立センター陽光園、光の家鍼灸マッサージホーム、杉光園

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

生活福祉資金の貸付

所得の少ない世帯等に対する貸付制度です。定められた利用目的に該当する場合に貸付をおこないます。原則として未払い、未契約の費用が貸付対象です。

資金の種別や貸付条件等については社会福祉協議会にお問い合わせください。

■窓口

大田区社会福祉協議会 生活相談担当

〒144-0051 西蒲田7-49-2

大田区社会福祉センター6階

☎03-3736-2026

FAX 03-3736-2030

製造たばこ小売販売業の許可の特例

製造たばこ小売販売業の許可申請にあたり身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者の方は、許可基準のうち距離及び取扱高について、基準の8割に緩和する特例があります。

なお、この場合病気その他正当な理由がある場合のほかは、申請者自らがたばこ販売業に従事する必要があります。

■対象

身体障害者手帳を持っている方

■問合先

財務省 関東財務局 理財部理財第三課

〒330-9716

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館 15階

☎048-600-1121

■窓口（申請書類提出先）

日本たばこ産業株式会社東京支社 許可担当

〒130-8603 墨田区横川1-17-7

☎03-6703-7704

FAX 03-3624-6120

